

九州厚生局への届出事項

2025年4月1日

1. 当院は、九州厚生局に届出している保険医療機関です。保険医の療養担当規則に従い療養の給付を行います。

2. 療養病棟入院基本料について（患者様負担による付添看護は行っておりません）

当該病棟は1日に5人以上の看護職員及び1日5人以上の介護職員が勤務しています。なお、看護職員の受持ち数は8時00分から17時00分までは7.5人以内、17時00分から8時00分までは30人以内です。

看護補助者の受持ち数は8時00分から17時00分まで7.5人以内、17時00分から8時00分までは30人以内です。

3. 地域包括ケア病棟基本料について（患者様負担による付添看護は行っておりません）

当該病棟は1日に8人以上の看護職員及び1日3人以上の介護職員が勤務しています。なお、看護職員の受持ち数は8時00分から17時00分までは6人以内、17時00分から8時00分までは13人以内です。

看護補助者の受持ち数は8時00分から17時00分まで10人以内です。

17時00分から8時00分までは看護師のみが勤務し、看護補助者の配置はありません。

4. 入院時食事療養について

入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

5. 基準に関する届出について

《基本診療科の施設基準》

/ 療養病棟入院基本料 1 / 地域包括ケア病棟入院料 2 / 療養病棟療養環境加算 1

/ 総合機能評価加算 / 認知症ケア加算 3 / 在宅復帰機能強化加算

/ 入退院支援加算 2 / データ提出加算 1・データ提出加算 3 ロ

/ 診療録管理体制加算 3 / 看護補助体制充実加算 1(地域包括ケア病棟入院料の注 5)

/ 看護職員配置加算 / 医療DX推進体制整備加算 3 /

/ 外来・在宅ベースアップ評価料（1）

《特掲診療科の施設基準》.

/ CT撮影及びMRI撮影 / 脳血管疾患等リハビリテーション科(Ⅲ)

/ 運動器リハビリテーション科(Ⅱ) / 呼吸器リハビリテーション科(Ⅱ)

/ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 / ニコチン依存症管理料

/ 医科点数表第2章10部手術の通則16に掲げる手術(胃瘻造)

/ 在宅療養支援病院 3 / 在宅医療DX推進体制整備加算 2

/ がん治療連携指導料 / 入院時食事療養(I) / 入院時生活療養(I) / 入院ベースアップ評価料 22

6. 主な保険外（自費）負担について

別紙保険外負担一覧表参照